

令和6年度山形県3R研究開発事業費補助事業実施に係るQ&A

Q 1 3R研究開発事業費補助金の対象となる廃棄物は産業廃棄物のみか。

A 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物を言い、産業廃棄物、一般廃棄物いずれも対象となる。

Q 2 必ず大学と共同研究をしなければならないか。

A 大学に限らず、研究シーズを持つ試験研究機関、学術機関等と連携し、当該研究開発等を行う体制が組まれていればよい。

ただし、簡易な事業化調査等の場合は、大学等との連携が無くとも可とする。

なお、事業の大部分を委託し、実質的に申請者自らが主体的に研究開発等を行っていないような場合は交付決定を取り消す場合がある。

Q 3 研究開発要素のある業務の一部を別事業者に委託しても良いか。

A 外部に委託できるのは一般的な検査分析・試験等であり、大学等との共同研究以外で、研究開発要素のある業務を外部に委託することはできない。

研究開発要素のある業務を行う事業者が他にある場合は、その事業者を当該研究開発事業の構成員と位置付け、複数事業者による研究開発事業として申請すること。

Q 4 既にある技術や商品についての機能、性能等の試験分析、評価を行う事業は補助対象となるか。

A 目的、目標が近年の技術水準、技術トレンド等と比較して適切であり、新規性・独創性があることが必要であり、現在既にある技術や商品についての機能、性能等の試験分析、評価等を行うのみで、新規性・独創性が認められない事業は補助対象とならない。

**Q 5 補助対象事業について、「当該年度において他の公的な補助金等の交付を受けていないこと。」
となるが、年度を継続して行う事業について、他の補助金等の補助事業としての実施が前年度に終了見込みである場合には、3R研究開発事業費補助金の交付申請はできるか。**

A 年度を継続して行う一つの事業の場合、同一の年度内に実施した内容を、複数の補助金等の補助対象とすることはできないが、他の公的な補助金等の補助事業としての実施が前年度に終了見込みである場合には、当補助金の交付申請はできる。

なお、その際、当補助金の交付申請は、前年度における他の補助金等の事業完了が確認されてから行う必要がある。

※ ただし、交付申請時に完了見込みである場合は、交付申請を受け付けることがある。

【例】他の公的補助金の補助事業の完了が3月末日に確認された後は、当補助金の交付申請を翌月4月1日以降に行うこととは可能。

Q 6 他の事業者が排出する廃棄物を対象とした事業は補助対象となるか。

A その研究開発により当該廃棄物の発生抑制及びリサイクルが推進され、焼却や埋め立て量が削減される見込みがあれば補助対象となる。

Q 7 県外の廃棄物のみを対象とした事業は補助対象となるか。

A 県外の廃棄物を使用し研究開発を行う場合であっても、研究成果を県内で事業化する計画があり、将来的に県内の廃棄物の発生抑制やリサイクル率の向上に寄与することが見込まれる場合は補助対象となる。

Q 8 当該事業の成果を基に、県外で事業化を行う計画である事業は補助対象となるか。

A 県外のみで事業化を行うなど、循環型産業として県内への直接的な技術的・経済的波及効果が期待できない場合は補助対象とならない。

Q9 現在堆肥としてリサイクルされている有機性廃棄物について、飼料又はバイオガス発電に利用するための研究は補助対象となるか。

A 現在の利用に比較し、利用形態の高度化が図られる事業計画は補助対象となる。

Q10 プラスチックの代替素材（バイオプラスチック等）を開発する研究は補助対象となるか。

A 石油由来のプラスチックを代替するバイオプラスチック等の再生可能資源を原料とした製品が普及することにより、県内のプラスチック廃棄物の発生が抑制される見込みがあれば、バイオプラスチック製品やその原料となるバイオマスレジン等、再生可能資源に係る研究開発等も補助対象となる。

Q11 採択内示を受けた事業について、交付決定前に契約した経費及び補助事業実施期間中に支払いが終了しない経費は補助対象となるか。

A 交付決定前に契約した経費は補助対象とならない。また、補助事業実施期間中に支払いが終了しなかった経費については、当該経費が補助事業期間内に発生し、かつ当該経費の額（支払い義務額）が確定していることが請求書等により証明できる場合には、支払い後に証憑書類（領収書、振込依頼書の写し等）を提出することを条件に、補助対象として扱う。

Q12 申請者が自らの事業所において作成する材料・機械器具・備品等及びそれらの製造に係る人件費等は補助対象となるか。

A 補助対象は、外部から購入した原材料や機械器具等であり、申請者が自らの事業所において作成するものの製造に係る人件費や、自社調達により自らの事業者に支払う経費は対象とならない。ただし、研究開発に必要な機械器具を事業者自らが組み立て利用する場合で、外部からの材料等の購入に係る経費は補助対象となる。

なお、複数の事業者により補助事業を実施する場合、それら構成団体である事業者からの材料・機械器具・備品等の調達に要する経費も補助対象とならない。

Q13 補助事業を実施するために購入した材料・機械器具・備品等を、他の事業でも使用する場合は補助対象となるか。

A 補助事業以外でも使用する材料・機械器具・備品等は補助対象とならない。

なお、全ての経費において、他の事業による経費や、共通経費とは分けて支払うこととし、請求書等の証拠書類上、明確に区分することができない場合は、補助対象とならない。

Q14 補助事業を実施するために購入したが、補助対象期間内に使用しなかった材料・機械器具・備品等は補助対象となるか。

A 補助対象期間内に当該事業のために使用したもののみが補助対象となり、使用しなかった材料・機械器具・備品等に係る経費は補助対象とならない。

Q15 検査分析・試験等を行うための機械装置等は補助対象となるか。

A 他の機関への委託によって安価に試験することが可能な機械装置等や、補助事業終了後、容易に他への転用が可能と認められる機械装置等の場合は補助対象とならない。

Q16 謝金を支払う場合の金額の上限はあるか。

A 申請者の内規又は依頼書等により根拠が示されていれば金額を制限するものではないが、社会通念や行政機関の規程等に照らして、著しく高額な場合には、その全部又は一部を対象経費から除外する場合がある。

なお、謝金は、補助事業の実施にあたって必要な専門的知識を有する者に、個別に必要な助言・指導を受けるためのものであり、一般的な経営指導、コンサルタントに係る経費や恒常に依頼する顧問料等は補助対象とならない。

Q17 消費税及び地方消費税、支払いに係る振込手数料は補助対象となるか。

- A いずれも補助対象とならない。
また、営業・販売活動、知的財産権の取得に係る弁理士等の費用等も補助対象とならない。

Q18 補助事業終了後に事業化をする際に必要となる規模の機械装置を購入して、研究開発をおこなっても良いか。

- A 研究開発のために必要とされる機械装置のみが補助対象となり、必要規模以上の機械装置については対象とならない。
事業化等での使用を目的としている機械装置は、研究開発事業の終了後に、改めて山形県循環型産業施設整備事業費補助金の申請を行うこと。

Q19 前年度の山形県3R研究開発事業費補助金の交付決定を受け実施している事業を、翌年度も継続して事業実施を予定している。2年目、3年目の事業も補助事業として交付申請をする場合、それぞれの年度における事業開始も交付決定以降か。(交付決定まで事業を一端休止し、交付決定後の再開とする必要があるか。)

- A 前年度に本補助金の交付決定を受け、年度を連続して2回目又は3回目の交付決定を受けて実施する事業については、当該年度4月1日以降に要する経費は交付決定前であっても補助対象となるので、事業を中途で休止する必要はない。

Q20 補助金額に下限はあるか。

- A 下限はない。既存機械器具の活用等により、事業費全体を適正な金額に抑えて事業を実施することは、効果的な予算の執行の観点から推奨する。

Q21 補助事業として行う研究開発により特許権、実用新案権、意匠権（産業財産権）を取得する場合の権利の帰属はどこにあるか。

- A 補助事業者に帰属する。
なお、事業実施期間中及び事業完了後5年以内に当該権利を出願又は取得した場合は、県への届け出が必要である。

Q22 補助事業の実施に伴い、事業計画の変更が必要となった場合はどうしたらよいか。

- A 補助事業の目的・内容や、補助対象経費の配分等について変更が生じる場合には、事前に県に対して変更承認の手続きが必要になる場合がある。事業実施中に事業計画の変更が必要となった場合等は、その都度、県の担当者に相談すること。

Q23 補助事業終了後、事業に係る制限はあるか。

- A 終了後の補助事業については、次の事項を遵守する必要がある。
① 関係帳票類の保存 (事業完了後5年間)
② 事業化・商品化状況の報告 (事業完了後5年間)
※ 当報告後は、その証拠となる書類を5年間保存する必要がある。
また、事業化・商品化や産業財産権等により収益が生じた場合は、交付を受けた補助金額を限度として、県に返還する必要がある。
③ 補助事業で取得した財産処分の制限

Q24 処分の制限とはどういうことか。

- A 補助事業で取得し、又は効果が増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具について、制限期間（※）内に、補助事業の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付又は担保に供する場合には、事前に県の承認を受けなければならない。
(※ 減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）で定める耐用年数が経過するまでの期間。)

以上